

電気需給契約に関する重要事項説明書

このページは、電気事業法第2条の13に基づく重要事項の説明を実施することを目的としています。この内容は重要ですから、必ず最後までお読みいただき、十分ご理解いただいたうえでお申込みください。なお、本内容はマイページまたは当社ホームページにて、いつでもご確認いただけます。

本内容は電気需給約款（以下「需給約款」といいます。）および各種メニュー定義書の中から、特に重要な箇所を抜粋したものです。需給約款および各種メニュー定義書は、マイページまたは当社ホームページにてご確認いただけます。

□ 「ゼロからでんき」は、TEPCOライフサービス株式会社（登録番号 A0679）が提供するサービスです。

□ 電気料金およびその算定方法

・ 料金

料金は、電力量料金（デンチ割、ソーラー割の適用がある場合、その割引後の金額といたします。）、燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。電力量料金は、その1月の使用電力量により、次の単価を適用して算定いたします。

供給区域	1キロワット時あたりの単価	
	契約電流60アンペア以下または 契約容量6キロボルトアンペア以下	左記以外
北海道電力株式会社	29円50銭	31円50銭
東北電力株式会社	26円40銭	27円50銭
東京電力パワーグリッド株式会社	26円40銭	27円50銭
中部電力株式会社	26円40銭	27円50銭
北陸電力株式会社	21円30銭	22円40銭
関西電力株式会社	22円40銭	23円40銭
中国電力株式会社	24円40銭	25円40銭
四国電力株式会社	24円40銭	25円40銭
九州電力株式会社	23円40銭	24円40銭

沖縄電力株式会社	27円00銭	27円00銭
----------	--------	--------

・ ソーラー割

「ゼロからソーラー」サービスを利用されるお客さまには、ソーラー割を適用いたします。
 お客さまの需要場所が所在する供給区域ごとに、毎日1時から6時までの使用電力量に上記の電力量料金単価を乗じた金額に対し、次の割引率を適用いたします。
 本割引はデンチ割との併用が可能です。

供給区域	割引率	
	適用開始日の1年後の日が属する月の末日まで	適用開始日の1年後の日が属する月の翌月1日から
北海道電力ネットワーク株式会社	10%	
東北電力ネットワーク株式会社	15%	10%
東京電力パワーグリッド株式会社	10%	
中部電力パワーグリッド株式会社	10%	
北陸電力送配電株式会社	10%	
関西電力送配電株式会社	10%	
中国電力ネットワーク株式会社	10%	
四国電力送配電株式会社	10%	
九州電力送配電株式会社	15%	10%
沖縄電力株式会社	10%	

・ デンチ割

「ゼロからデンチ」サービスを利用されるお客さまには、デンチ割を適用いたします。
 毎日1時から6時までの使用電力量に上記の電力量料金単価を乗じた金額（ソーラー割が適用されるお客さまはソーラー割後の金額とします。）に対し、10%の割引率を適用いたします。
 本割引はソーラー割との併用が可能です。

・ 燃料費等調整額

当社は、燃料価格、為替レート、日本卸電力取引所（JEPX）の取引価格の変動を電気料金に反映さ

せる目的で、燃料費等調整額を設定しております。燃料費等調整は、当社の事業経営を安定させるとともに、燃料価格の下落等が起こった場合にはお客さまに差益を還元することを目的としています。毎月の燃料費等調整額はマイページにて、燃料費等調整単価の算定過程詳細は当社ホームページにて、ご確認ください。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} \times x + \text{電源調達費調整単価} \times y$$

※ x, y = 電源調達実績に基づき当社が定める係数

※ 九州エリアのお客さまには、別途 離島ユニバーサルサービス調整が発生いたします。

・ 使用電力量の算定および期間

使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給量といたします。料金の算定期間は、計量期間または月末締め（毎月 1 日から末日までの期間）とし、お客さまの設備状況等に応じて当社が決定いたします。料金の算定期間が月末締めの場合で、当該地域の一般送配電事業者から受領した使用電力量の速報値と確報値との間に、通信不良等の理由で差異が生じた場合は料金の差額を翌月以降に精算いたします。

□ 料金の支払方法

電気料金は「ゼロからソーラー」および「ゼロからデンチ」のリース料金と合わせてお支払いいただきます。

□ 当社からの通知・連絡等

当社からの需給契約締結前後の書面交付、検針票、請求書の送付、その他通知、連絡等はすべて電磁的方法（電子メール、当社ホームページ又はスマートフォンアプリ等を利用する方法をいいます。）で提供いたします。郵送でのお知らせには対応しておりません。

□ 契約成立と契約期間

本契約は、当社がお申込み内容を確認し、契約締結後交付書面をお客さまにお送りした日に成立いたします。契約期間の満了日は、一律 3 月の計量日の前日までとなります。契約期間にかかわらず、解約に対する違約金などの制限はございません。

□ 契約の更新

契約期間満了後、お客さま または 当社から別段の意思表示がない場合は、契約期間満了後も 1 年毎に同一条件で更新され、当社は事前に新たな契約期間をお客さまにメール等でお知らせします。この際、書面でのご案内を省略することについてご承諾いただきます。

□ 申込みの方法

需給約款、託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。また、お申込み内容が、当該地域の一般送配電事業者が保有する情報（以下「託送情報」といいます。）と一致しない場合、当社は、当該託送情報に基づき、お客さまの申込み内容の修正を行います。

□ 供給開始予定年月日

当社は、供給準備その他必要な手続を経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

□ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

□ 契約容量の決定方法

各月の契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、当社の各種メニュー定義書に定める算式によって算定された値といたします。

□ 工事に関する費用と支払方法

電気の供給や使用に必要な工事等は、託送供給等約款に定める標準工事の範囲内の場合、一般送配電事業者の負担で行います。標準工事の範囲外である場合で、当社が一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

□ 供給の停止

次のいずれかに該当する場合、電気の供給が停止されることがあります。なお、電力会社の切り替えを理由に停電することはありません。

- ・ 電気の保安上の危険がある場合
- ・ お客さまが料金等の支払い期日を経過してなお支払われず、当社との契約が解約となった場合
- ・ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- ・ その他、当社が定める需給約款に反した場合

□ 不正使用にかかる違約金

電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合で、そのために料金の全部または一部の支払いを免れたときには、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を違約金として申し受けます。

□ 託送約款等の遵守

- ・計量器の確認や、法令で定めるところによる保安のために必要なお客さまの電気工作物の検査等を実施するために、一般送配電事業者が、お客さまの承諾を得て、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。
- ・一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障が生じた場合、またはお客さまの電気工作物に異状もしくは故障が生じたことにより一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認められる場合には、すみやかに一般送配電事業者にご連絡ください。
- ・その他、託送約款等に定める事項を遵守していただきます。

□ お客さまからの申出による契約の変更および終了

- ・お客さまが需給契約の変更を希望される場合は、新たに需給契約を希望される場合に準じて、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- ・お客さまが電気の使用を終了しようとする場合は、あらかじめその終了期日を定めて、当社に通知していただきます。

□ 当社からの申出による契約の終了

当社は、次の場合には、需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、解約日の15日前までにその旨をお客さまにお知らせいたします。

- ・託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになった場合
- ・お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- ・お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- ・本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- ・お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
- ・お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合
- ・お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
- ・お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
- ・その他の理由でお客さまが明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認めた場合
- ・お客さまがその他本約款に反した場合

「ゼロからでんき」サービスに関するお問い合わせ

TEPCOライフサービス株式会社（登録番号 A0679）

03-4405-0565（平日 10時から 17時まで）

info@tepcو-ls.co.jp